

沖縄県財政の中期見通し

(平成16年度～平成20年度)

平成15年11月

沖 縄 県

沖縄県財政の中期見通し

1. 趣旨

現下の県財政は歳入面では県税収入の伸び悩み、歳出面では人件費、公債費などの義務的経費の増加からかつてない厳しい状況にあります。

このような問題意識から、県では、平成13年3月に「沖縄県財政の中期見通し」(以下「前見通し」という。)を策定したところです。

前見通しでは今後見込まれる収支不足(平成14年度から平成18年度までに839億円の収支不足)を明らかにしたところですが、財政運営の指針を示すとともに、財政の健全化の必要性に対する県民及び県職員の理解を深めるという大きな成果があったものと考えられます。

一方で、平成14年度及び15年度の予算編成並びに社会経済情勢の変化に伴い、前見通しの前提条件を見直す必要が生じているところです。

また、本年3月に策定された「新沖縄県行政システム改革大綱」(以下「新行革大綱」という。)においては、財政に関する情報の積極的な公表の必要性から、「財政の中期見通しについて、地方財政制度の見直しなど、社会経済情勢の変化に応じて改定する」とされています。

これらを踏まえ、県財政の現状を概観した上で、現時点での将来推計を提示し、県民の県財政に対する理解を深めていただき、中期的な財政運営の指針とするとともに、さらに今後見込まれる収支不足の解消方策を示すことにより、新行革大綱に基づく財政の健全化を着実に推進するため、県財政の中期見通しを改定することとしました。

なお、この中期見通しは、現行制度を前提とした試算であり、今後の県財政の傾向(トレンド)を示すものとして理解していただければと思います。したがって、今後の予算編成を拘束するものではありませんし、今後の経済情勢や地方財政制度の動向如何によって、適宜見直しを行う必要があるものです。

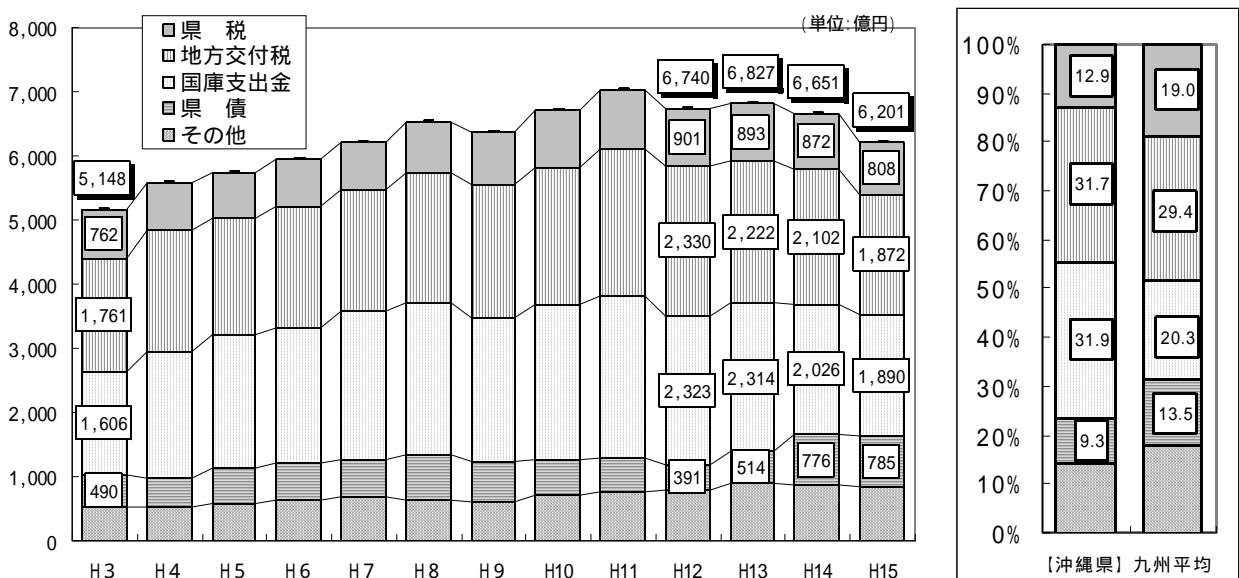
2. 県財政の現状

(1) 歳入の特徴

本県の歳入は、県税収入をはじめとする自主財源の割合が低く、地方交付税や国庫支出金といった依存財源の割合が高くなっています。これは法人関係税や個人住民税の税収が乏しく、そのために地方交付税の交付を多く受けていること、沖縄振興特別措置法等による補助の特例措置が講じられていることなどによるものです。

今後、地方財政制度の見直しに伴い、自主財源の強化が見込めますが、依存財源での大幅な収入増は期待できない状況にあるといえます。

一般会計歳入決算額推移（H14までは決算額、H15は当初予算額）及び九州平均との比較（H14当初）

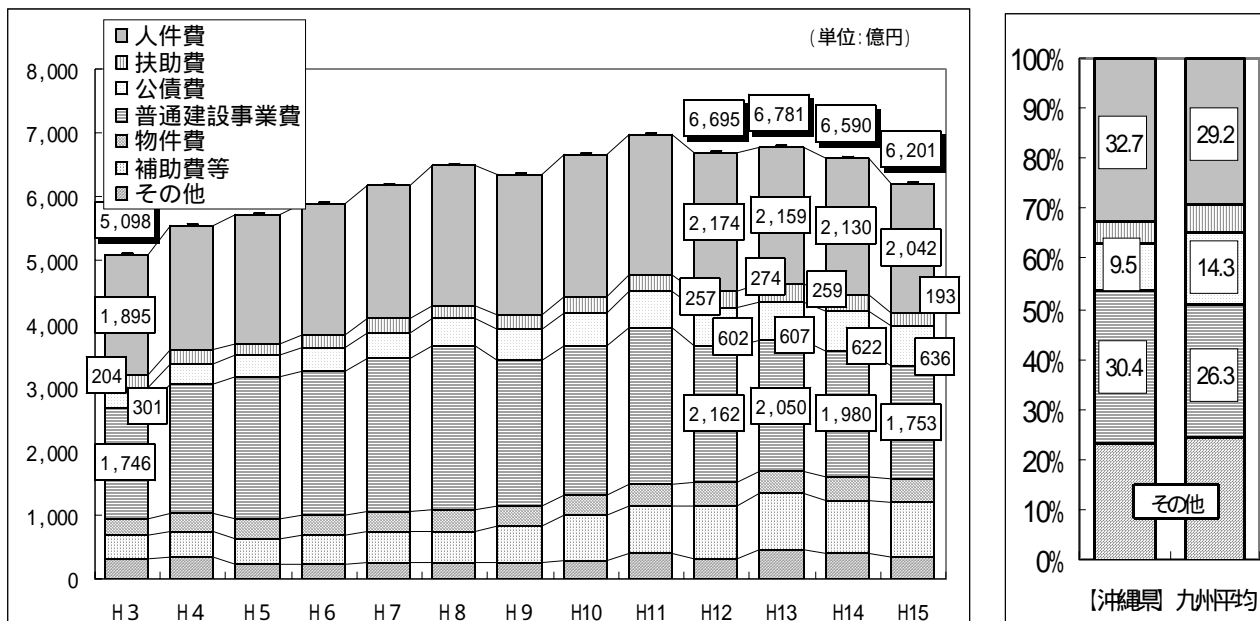


(2) 歳出の特徴

本県の歳出は、人件費及び普通建設事業費（公共事業等）の割合が高くなっています。

特に、義務的経費（人件費、公債費及び扶助費（生活保護、児童福祉、高齢者福祉等に係る経費）の合計）については、県の借入金に当たる県債の残高が増加しており今後公債費の負担の増加が見込まれること、また、復帰後に多く採用された職員が退職を迎え、退職金の支給が特定の時期に集中することが懸念されることから、その額が増加し、政策的経費に充てるための財源が不足するという「財政の硬直化」が一層進むおそれがあります。

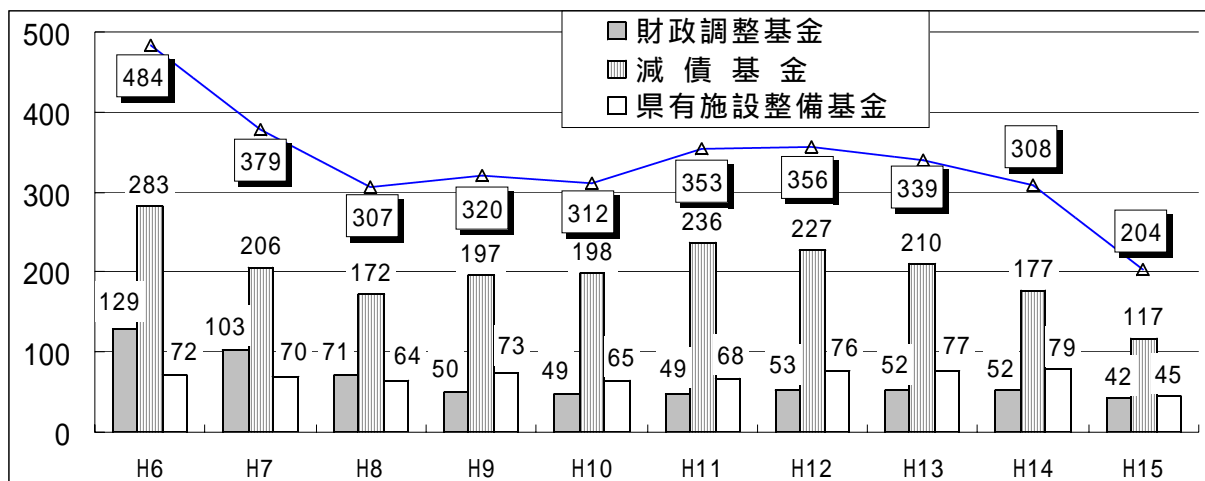
一般会計歳出決算額の推移（H14までは決算額、H15は当初予算額）及び九州平均との比較（H14当初）



(3) 各種基金の残高状況

県税収入や地方交付税等だけでは歳出をまかなうことができないことから、近年は県の貯金というべき財政調整基金等の取り崩しにより予算編成を行っているところですが、その結果、基金残高は減少し、平成15年度末には204億円まで減少することが見込まれています。

主要3基金残高の推移及び見込み（H14末までは実績、H15末は見込み）



以上のように、本県の財政状況はきわめて厳しい現況にあり、財政の健全化を着実に実施しなければ県政運営に大きな支障が生じるという状況に至っています。

3 . 県財政の中期見通し

後述する前提条件を踏まえて試算を実施すると、以下のとおりとなります。

(1) 歳入の見通し

自主財源、依存財源ともにほぼ横ばいで推移すると見込まれます。

特に県債については、今後減少していくことが見込まれるものの、後年度の財政負担を抑制するため引き続き県債発行の抑制が必要です。

税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直しを一体的に実施するいわゆる「三位一体の改革」による影響は、現段階では改革の具体的内容が明らかにされていないため、試算では考慮していません。

(2) 歳出の見通し

退職手当の増により人件費の増加が見込まれ、扶助費と公債費をあわせた義務的経費の割合が上昇し、平成15年度当初予算の46%から平成19年度には50%に達すると見込まれ、財政の硬直化が進む傾向にあります。

試算では、今後の新たな主要プロジェクトの実施を想定していますが、中期見通し期間中にこれを上回る財政需要が存在しうることに留意が必要です。

(3) 収支の見通し

歳入・歳出の試算の結果、各年度において多額の収支不足が生じ、平成16年度から平成20年度までの5年間の収支不足合計は537億円と、本県の単年度の県税収入額の3分の2程度にのぼると見込まれます。

平成15年度当初予算においては、収入の不足分を財政調整基金等で賄うこととして編成されていますが、平成15年度末の主要3基金の残高が204億円と見込まれることから、基金の取り崩しも平成17年度が限界となり、その後の基金での対応はできなくなります。

中期見通し試算結果による収支不足の状況 (単位：億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H16～20
収支不足額	60	50	145	145	137	537
3基金残高	114	34	111	256	393	

3基金とは、財政調整基金、減債基金及び県有施設整備基金のことである。

基金残高は収支不足に対応するために取り崩した後の額を表示している。

(4) 試算表

【歳入】

単位：億円

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	説 明
自主財源	1,469	1,469	1,440	1,495	1,442	県が自主的に収入できる財源
県 税	808	808	808	808	808	県民税、自動車税など
そ の 他	661	661	632	687	634	使用料・手数料、財産収入など
依存財源	4,550	4,483	4,432	4,418	4,409	国や金融機関等から調達する財源
国庫支出金	1,857	1,818	1,794	1,820	1,811	国からの補助金など
地方交付税	1,939	1,939	1,939	1,939	1,939	国税の一定割合等を原資に国が一定の基準により交付する税
県 債	727	699	672	632	632	道路、空港などの建設財源や一般財源に充てるため借り入れる資金
そ の 他	27	27	27	27	27	国から交付される地方譲与税など
歳入合計 A	6,019	5,952	5,872	5,913	5,851	

【歳出】

単位：億円

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	説 明
義務的経費	2,855	2,839	2,911	3,007	2,923	支出が義務づけられ任意に節減できない経費
人 件 費	2,036	1,988	2,015	2,124	2,049	一般職員、教育職員及び警察職員の給与など
扶 助 費	198	203	208	213	219	生活保護、高齢者福祉などの経費
公 債 費	625	655	699	683	669	借入金である県債を返済するための経費
投資的経費	1,770	1,694	1,620	1,566	1,566	主に施設などの整備で、将来に残るものに支出される経費
補 助 事 業	1,407	1,365	1,324	1,324	1,324	公共的な建設事業などのうち、国の補助を受けて行うもの
単 独 事 業	289	256	224	170	170	公共的な建設事業などのうち、県単独で行うもの
そ の 他	74	73	72	72	72	災害復旧事業、国直轄負担金、受託事業
その他の経費	1,450	1,462	1,475	1,472	1,485	行政運営に必要な物件費、維持補修費、基金への積立金など
歳出合計 B	6,079	6,002	6,017	6,058	5,988	

【収支等】

単位：億円

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	説 明
収支 A - B	60	50	145	145	137	歳入合計額から歳出合計額を差し引いた額（形式収支）
基金残高	114	34	111	256	393	3基金（財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金）の残高

(5) 試算の前提条件

基準年度及び試算の期間

平成15年度を基準年度として、試算の期間を平成16年度から平成20年度までの5年間としました。

試算の対象範囲

一般会計を対象としました。

経費別の前提条件

区 分		試算の考え方	
歳 入	県 税	平成15年度当初予算額と同額とした。	
	地方交付税	普通交付税は平成15年度交付決定額と同額と、特別交付税は平成15年度当初予算額と同額とした。	
	国庫支出金	歳出見込額に、過去の国庫の財源比率(実績)を乗じて見込んだ。	
	地 方 債	建設地方債(歳出の地方債充当額)及び特例地方債(減税補てん債、臨時財政対策債)を見込んだ。	
	その他の歳入	原則として、平成15年度当初予算額と同額とした。 繰入金は、減債基金繰入予定額及び退職手当基金繰入予定額を計上した。	
歳 出	義 務 的 経 費	人 件 費	退職手当以外は平成15年10月1日現在の現員数により見込んだ。 退職手当(勧奨退職分含む)は各年度の見込額を計上した。
		扶 助 費	過去3年間の平均伸び率2.5%で見込んだ。
		公 債 費	既発行分は今後の元利償還予定額を見込んだ。 今後発行分は14年度の発行条件を勘案して元利償還を見込んだ。
	投 資 的 経 費	補助事業	平成18年度まで(国における「改革と展望」の期間中)は伸び率3%で、平成19年度以降同額で見込んだ。
		単独事業	主要プロジェクトを除いた分は平成18年度までは伸び率3%で、平成19年度以降同額で見込んだ。 継続中の主要プロジェクトは各年度の見込額を計上した。 構想中の主要プロジェクト分として各年度50億円を計上した。
		そ の 他	災害復旧費は平成15年度当初予算額と同額とした。 国直轄負担金、受託事業は平成18年度までは伸び率3%で、平成19年度以降同額で見込んだ。
	その他の経費	各経費ごとの動向(過去3年間の平均伸び率等)を勘案し個別に推計。 特に積立金については退職手当基金の積立を計上。	

過去3年間とは、平成12年度から平成14年度までの決算による伸び率を意味する。

4 . 財政健全化策

中期見通しでは、平成16年度から平成20年度までの間に537億円の収支不足が発生すると試算しました。これを踏まえ、新行革大綱に基づく取り組み等による中期見通し期間中の収支改善目標額（【 】内は5年間合計の収支改善目標額）を示すこととします。

(1) 歳入の確保【45億円程度】

徴収率の向上による県税収入の確保【20億円程度】

〔内容〕新行革大綱に記載されているとおり、県税の徴収率を平成16年度95.4%、17年度以降96.2%に引き上げます。

使用料・手数料の見直し【20億円程度】

〔内容〕新行革大綱に記載されているとおり、使用料・手数料の定期的な見直しを実施します。これにより、毎年度1.5億円程度ずつの増収を見込みます。

県有財産の有効処分【5億円程度】

〔内容〕新行革大綱に記載されているとおり、県有財産の有効処分を実施し、毎年度1億円の不動産売払収入を確保します。

(2) 歳出の抑制【130億円程度】

職員数の適正化【60億円程度】

〔内容〕新行革大綱に記載されているとおり、知事部局において新定員適正化計画を策定し、10年間で10%の定数を削減する等職員数の適正化を実施します。

事務事業の見直し【70億円程度】

〔内容〕新行革大綱に記載されているとおり、県単補助金などの事務事業の廃止、縮減等を実施します。この結果、新行革大綱の期間を通じた削減目標額の単年度あたり平均額（5億円程度）が毎年度削減されることを見込みます。

(3) その他【45億円程度】

税源かん養による歳入の確保【45億円程度】

〔内容〕沖縄振興計画に基づく諸施策を積極的に推進することにより産業振興を図り、税源をかん養します。中期見通しでは県税収入等の伸び率をゼロと試算していますが、税源かん養により平成16年度0.5%、17年度1.5%、18年度以降2.5%の成長率を見込みます。

上記の取組みを実施することにより、合計 220 億円程度の収支改善を図ります。しかしながら、収支不足額は 320 億円程度残ることとなり、主要 3 基金を全額取り崩すとしても 180 億円程度の収支不足が残ります。

中期見通し期間（16 年度から 20 年度まで）の収支不足合計額

	健全化策実施前	健全化策実施後	基金取崩し後
収支不足合計額	537 億円	320 億円程度	180 億円程度

新行革大綱に基づく取組みだけでは収支不足額を解消することができず、これらに加えて、毎年度 40 億円弱収支を改善する必要があります。具体的な方策は毎年度の予算編成の中で検討されることとなりますが、歳入確保や歳出削減のための方策を検討し、財政健全化のための取組みを一層加速させなければなりません。 県財政は極めて厳しい状況にあります。

特に、中期見通しでは今後の主要プロジェクトの実施を想定して試算していますが、健全化策を実施しても収支不足が残ることを踏まえれば、主要プロジェクトを実施する際には財政運営に与える影響を十分考慮する必要がありますといえます。

一方で、地方分権の推進や少子高齢化の進展といった時代潮流から県に求められる行政ニーズはますます増加することが予想されます。特に本県においては、沖縄振興特別措置法の制定から 1 年半しか経過しておらず、本県の自立かつ持続的発展を実現するため沖縄振興計画に基づく諸施策を積極的に推進する必要があります。

県としては、財政健全化と沖縄振興計画に基づく諸施策の推進という二つの目標を実現するため、「参画と責任」、「選択と集中」といった沖縄振興計画の理念や「県民本意の成果・効率重視のスマートな行政」といった新行革大綱の基本理念を十分に踏まえ、持続可能な財政運営と効果的・効率的な諸施策の推進を両立させていく考えです。

県民及び関係者の皆様のご理解をお願いいたします。